

岐阜県公報

第 千 八 百 三 十 九 号
平 成 十 九 年 四 月 二 十 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 道路の供用開始 (道路維持課) 三三七^{ページ}
- 河川区域の指定 (河川課) 三三七
- 海津都市計画道路の決定 (都市政策課) 三三八
- 養老都市計画道路の変更 (同) 三三八
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更正相談所) 三三八
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 三三九

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 三三〇
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 三三〇
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 (同) 三三一
- 公共測量の実施 (用地課) 三三二
- 公共測量の終了 (同) 三三三
- 各務原都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 三三三
- 環境影響評価書の縦覧 (同) 三三三
- 岐阜農林事務所 (岐阜農林事務所) 三三三
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 三三三
- 同 (同) 三三三

告 示

岐阜県告示第三百七十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日	備考 (区域又は決定の年月日)
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町岩井戸字宮ノ向八六七番一地先から同市同町同字チカツエ八四一番二地先まで	二七五・九	平成一九・四・二四	平成一九・二・三三

岐阜県告示第三百八十号

木曾川水系に係る指定区間内の一級河川新境川について、次の平面図に赤色で着色した部分の区域のうち、河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域を同項第三号の区域として指定する。

なお、「次の平面図」は省略し、その図面及び関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

海津都市計画道路 一・三・一号 東海環状自動車道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び海津市都市計画課

岐阜県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

養老都市計画道路 一・三・一号 東海環状自動車道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び養老町建設課

岐阜県告示第三百八十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
------	------	------	-------

眼科	徳山 洪一	とくやま眼科クリニック	大垣市小野三一九三
----	-------	-------------	-----------

内科	長縄 聡	関中央病院	関市平成通二一六一
----	------	-------	-----------

同	杉山 宏	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古
---	------	--------	------------

同	永田 正和	永田内科	各務原市那加西野町一二九
---	-------	------	--------------

脳神経外科	三輪 和弘	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古
-------	-------	--------	------------

整形外科	溝口 隆司	揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二
------	-------	--------	------------

外科	田中 善宏	岐阜北厚生病院	山県市高富二一八七
----	-------	---------	-----------

外科	高橋 治海	同	同
----	-------	---	---

内科	小野木 浩人	同	同
----	--------	---	---

外科	石原 和浩	同	同
----	-------	---	---

内 科	山崎 健路	中濃厚生病院	関市若草通五―一	同
外 科	山森 積雄	県立下呂温泉病院	下呂市幸田二一六二	同
外 科	原田 明生	県立多治見病院	多治見市前畑町五一― 六一	同
眼 科	水野 大介	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	同
泌尿器科	田中 利幸	中津川市民病院	中津川市駒場一五三二 ―一	同
小児科	服部 誠	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	同
内 科	長瀬 裕平	久美愛厚生病院	高山市新町五一六八	同
内 科	横崎 正一	同	同	同
内 科	杉山 和久	同	同	同
同	高橋 亮	公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四 ―六―二	同
内科・小児科	竹内 聡	竹内医院	関市司下之保二八二五	同
内 科	成毛 良治	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古 井五九〇	同

岐阜県告示第三百八十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があつたので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成十九年四月二十四日

担当科目 脳神経外科 森 憲司 岐阜県立下呂温泉病院	医師氏名 勤 務 場 所 岐阜県知事 古 田 肇 下呂市幸田二一六二 平成二〇八一
---	---

泌尿器科	西田 泰幸	同	同	同
眼科	伊藤 丈詞	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	同
整形外科	星野 啓介	同	同	同
整形外科	古山 誠也	同	同	同
放射線科	梅崎 実	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八 五一―	同
内 科	佐藤 裕英	同	同	同
外 科	清水 保延	同	同	同
内 科	高見利恵子	同	同	同
呼吸器科	多賀 収	同	同	同
整形外科	瀧上 伊織	同	同	同
外科	棚橋 雅幸	同	同	同
麻酔科	西 仁	同	同	昭和六三・四一
内 科	藤田 昌春	同	同	平成六・八一
眼科	松波香代子	同	同	同
整形外科	松本 和	同	同	同
内 科	村松 学	同	同	同
小児科	元吉 務	同	同	同
同	八角 高裕	同	同	同
内 科	山内 治	同	同	同
同	吉野 功二	同	同	同
同	渡邉 正喜	同	同	同
同	和田 啓明	同	同	同
眼科	野村 秀樹	久美愛厚生病院	高山市新町五一六八	同
耳鼻咽喉科	安村佐都紀	同	同	同
同	山本 森弘	同	同	同

公 示

。特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人せき・まちづくりNPOぶつめら

三 代表者の氏名 北村 隆幸

四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市本町三丁目一八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、関ならではの魅力を関の人に再発見してもらうために、広く人材を活用し、関市における魅力の発信とともに、その発信媒体と連動した各種事業の企画・運営をする。そして、市民と企業、市民と商店をつなぐことで、単に情緒的なまちづくりに終わらない、地域経済の活性化を伴う本格的なまちづくりに寄与する。

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月二十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年四月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外四名

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店

岐阜県大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤナゲン 代表取締役 田中 完

（変更後）株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上 洋

小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤナゲン 代表取締役 田中 完

（変更後）株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上 洋

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月二十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年四月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社岐阜県農協共済福祉事業団

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲンFAL店

岐阜県瑞穂市稲里字村西五八〇―一 外

四 変更した事項

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 田中 完

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上 洋

。大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

松岡 太門

二 建物の名称及び所在地

スーパーヤナギヤ那加店

各務原市那加前野町四丁目一七九番一

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月二十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年四月十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社長良川交通公園

三 建物の名称及び所在地

開放倉庫本巢店

本巢市三橋五丁目二十八番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) マンモス系賣店

(変更後) 開放倉庫本巢店

小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社長良川交通公園

岐阜市日ノ出町二丁目二十五番地

代表取締役 篠田元弘

(変更後) 株式会社開放倉庫

京都府木津川市山城町椿井畑岡四十番地一

代表取締役 佐藤巖

開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後七時三十分まで

但し年間九十日間は午後八時まで

(変更後) 午前九時から翌午前二時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時まで

但し年間九十日間は午後八時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から翌午前二時三十分まで

○公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量(可児市公共基準点整備)

三 作業期間

平成十九年四月一日から

同 二十年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

○公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(都市計画基本図作成)

三 作業期間

平成十八年九月二十七日から

同 十九年三月十六日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

○公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量(都市計画図作成)

三 作業期間

平成十八年八月二十一日から

同 十九年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市全域

○各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画景観地区 テクノプラザ景観地区
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

○環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十一条第二項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十七条の規定により次のとおり公告し、当該評価書、要約書及び同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十四条の免許等を行う者等の意見を縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画決定権者の名称
岐阜県知事 古 田 肇
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
- 1 名称
東海環状自動車道
- 2 種類
一般国道の新設
- 3 規模
延長約九キロメートル
- 三 都市計画対象事業が実施されるべき区域
評価書において表示する区域
- 四 関係地域の範囲
養老町及び海津市の一部
- 五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
- 1 縦覧の場所
岐阜県都市建設部都市政策課、海津市都市計画課及び養老町建設課
- 2 期間

平成十九年四月二十四日から同年五月二十四日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 時間
午前九時から午後五時まで

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土地改良区	平成一九・一・三	理事	堀 部 利 助	本巣市仏生寺 六三八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土地改良区	平成一九・三・三	理事	佐 野 勇	本巣市仏生寺 六〇五番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土
良
改
良
区
地
名
年
退
月
日
任養
老
江
土
地
改
良
区
平
成
一
九
・
四
・
二
四役
名
氏
名
住
所
平井位幸
近藤由明
川瀬信吾
近藤治義
平井金吾
近藤勳
伊藤満洲雄
川口政直
川瀬忍
伊藤利男
高木正夫
大橋孝雄同
大橋孝雄
同
九二〇番地二
同
近藤勳
同
二九八番地一
同
川口政幸
同
五六一番地一

就任した役員

土
良
改
良
区
地
名
年
就
月
日
任養
老
江
土
地
改
良
区
平
成
一
九
・
四
・
二
五役
名
氏
名
住
所
平井位幸
近藤由明
藤田義縁
近藤治義
平井金吾
高木武雄
伊藤満洲雄
川瀬忍
高木正夫同
大橋孝雄
同
九二〇番地二
同
近藤勳
同
二九八番地一
同
川口政幸
同
五六一番地一
同
伊藤満洲雄
同
一七八番地一六
同
川瀬忍
同
九一九番地二
同
高木正夫
同
九三三番地二平成十九年四月二十四日印刷
平成十九年四月二十四日発行発行者
発行所岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁印刷者
印刷所
定価
一
か
年
四
八
・
〇
〇
〇
円
（送料共）（消費税二、二八六円を含む）
岐阜市三輪ふりとびあ十三十一
岐阜市三輪ふりとびあ十三十一
岐阜文芸社